

コンビナート事業所用 高圧ガス保安法関係申請手続 ・ 検査受検の手引の改正について

平成30年3月13日（火）

防災管理者研修会・コンビナート事業所保安対策推進連絡会

神奈川県 安全防災局 安全防災部 工業保安課

◆ 県基準類の整理・統廃合

◆ 手引きの修正点

県基準類の整理・統廃合

現状

県独自の基準・指針類が多数存在

(審査基準、指導事項、手続マニュアルが混在)



<背景> 法令基準の整備、自主保安の向上

<狙い> 権限移譲後の円滑な法令運用

今後

大幅な内容整理・統廃合による一本化

(行政手続上の整理、例示基準との重複を解消等)

- ✓ 「内容の整理」であり単純に「緩和」ではない
- ✓ 平成30年4月1日から施行

廃止する基準類

□ 基準

- 高圧ガス貯蔵施設基準 (昭和37年10月1日制定)
- 高圧ガス運送基準 (昭和44年4月1日制定)
- アンモニア冷凍設備基準 (昭和47年5月1日制定)
- 高圧ガス製造施設ガス漏えい検知警報設備設置基準
(昭和53年4月制定)
- 高圧ガス製造施設指導基準 (昭和58年5月制定)
- 毒性ガス除害設備基準 (平成12年1月4日制定)
- 全自動ユニット型アンモニア冷凍施設審査・指導基準
(平成14年4月1日制定)
- 圧縮天然ガススタンド審査・指導基準 (平成14年4月1日制定)

廃止する基準類

□ 指針・マニュアル等

- 高圧ガスタンクローリー保安管理（置場）指針（昭和58年4月1日制定）
- 神奈川県高圧ガス容器適正管理指針（平成1年9月1日制定）
- **高圧ガス施設地震時緊急停止システム指針**（平成6年1月制定）
- 地下に埋設設置した液化石油ガス貯槽の外面検査指針（平成10年4月1日制定）
- 液化石油ガススタンドに係る保安管理組織体制の運用要領（平成10年5月26日制定）
- 高圧ガス事業所における地震防災総点検マニュアル（平成7年3月）
- 高圧ガス販売事業所における地震防災総点検マニュアル（平成7年3月）
- 高圧ガス運送事業所における地震防災総点検マニュアル（平成7年3月）
- 液化石油ガス販売事業所における地震防災総点検マニュアル（平成7年3月）

制定した基準類

■ 神奈川県高圧ガス保安法許認可審査基準

法令で定められた技術基準のうち、許認可の判断に必要な具体的内容が明示されていない事項を具体化したもの
⇒ 塩素、アンモニア等の除害設備の必要能力等を規定

■ 神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針

法の目的を達成するために、県が行う行政指導事項を取りまとめて明示したもの
⇒ ガス漏えい検知警報設備や地震計の設置・他装置との連動等を規定

制定した基準類

■ 神奈川県高圧ガス保安法事務処理要綱

高圧ガス保安法令に規定する手続きのほかに、知事が特に必要と認める手続きを規定したものの

<手続きの例>

- 特定変更工事とならない変更の工事の完了の届出
- 独立した高圧ガス製造設備の撤去等の届出
- 許可等の証明（証明願） **New!**
- 申請等の取下げ（申請等取下げ届） **New!**

審査基準等の詳細は、県HPをご覧ください！

(<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2p/kouatukonnbi/kenkijyuntou.html>)

◆ 県基準類の整理・統廃合

◆ 手引きの修正点

主な修正点

■ 工事完了届を提出する場合を整理

(コンビナート事業所向け手引きP 1、P 8)

■ 保安検査申請などの際に機器配置図などの添付が必要に

(コンビナート事業所向け手引きP 9～P12)

■ 認定事業所制度の改正に伴い、必要記載事項を追加

(コンビナート事業所向け手引きP 2、P 12、P 18、P 20)

工事完了届の提出要件

現状

完成検査を要しない変更工事
+ 知事が届出を必要と認めた変更工事

今後

完成検査を要しない変更工事 のみ
(特定設備の取替えなど)

- ✓ 製造する高圧ガスの種類の変更や製造方法の変更（常用圧力の変更等）の場合は届出不要
- ✓ 平成30年4月1日より運用開始

保安検査申請などの際に必要な書類

- 保安検査申請等の際に、事業所配置図、機器配置図及びフローシート※の添付も必要に

対象申請・届出一覧

- ✓ 保安検査申請
- ✓ 高圧ガス保安協会保安検査受検届
- ✓ 指定保安検査機関保安検査受検届
- ✓ 保安検査記録届

※機器配置図及びフローシートは保安検査対象（保安検査を実施した）施設について添付

認定事業所制度の改正に伴う修正点

1. 変更許可申請及び軽微変更届の明細書に認定の取得状況の記載が必要に

(コンビナート事業所向け手引きP2、P18及び参考1・2)

記載例（認定完成検査実施者が自ら完成検査を行うことができる施設）

製造施設の区分 事業者の区分	自ら特定変更工事に係る 完成検査を行うことができる 製造施設	左記以外の製造施設
認定完成検査実施者	○	
特定認定事業者		
認定保安検査実施者、 自主保安高度化事業者 （認定完成検査実施者を除く）		
上記以外の事業者		

2. 軽微変更届の明細書に軽微変更の根拠条文の記載が必要に

(コンビナート事業所向け手引きP18及び参考2)

記載例

該当	コンビ則 第14条第1項	変更内容
○	1号	高圧ガス設備（認定品等又は保安上支障のないもの）の取替え（処理能力変更無し）
	2号	ガス設備（高圧ガス設備を除く。）の変更工事
	3号	ガス設備以外の製造施設に係る設備の変更工事
	4号	製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのない高圧ガス設備の撤去の工事
	5号	試験研究施設における変更工事（処理能力変更無し、経済産業大臣が認めたもの）
	6号	認定完成検査実施者が自ら完成検査を行うことができる製造施設において行う特定設備の管台の取替え工事
	7号	特定認定事業者が自ら完成検査を行うことができる製造施設において行う
	イ	特定設備の管台の取替え工事
	ロ	特定設備の取替え工事
	8号	認定完成・保安検査実施者、自主保安高度化事業者が行う工事であって
	イ	高圧ガス設備（認定品等又は保安上支障のないもの）への変更工事（処理能力変更無し）
	ロ	高圧ガス設備の変更工事（配管台バルブ・フランジ継手に限り、処理能力及び位置の変更を伴わないもの）
	ハ	ガス設備の取替え工事

3. 特定認定事業者の認定制度の新設にあわせて一部修正

- A) 特定認定事業所がコンビ則第37条第2項第2号に基づき、保安検査の方法を定めた場合は、事前に任意の様式で報告する（P12）
- B) 特定認定事業所の場合、単に緊急時に当該ガスの供給を遮断する措置が講じられている配管で接続されている高圧ガス施設についても、一定以下の処理量の場合二種製造者として届出可能な旨を追加（P21）

その他、手続き上の留意点

- ① 処理能力の増減がある変更許可申請を行う場合には事前に相談を
(P1)
- ② 多管円筒形熱交換器のチューブの取替えは、耐圧試験が必要
(P13～P14)
- ③ 特定則制定以前に作られた熱交換器のチューブバンドルについて、
委託検査を受検し取り替えた場合は軽微変更に該当
(P1～P6、P17～18)
- ④ 認定保安検査実施者が自ら保安検査を行う場合、検査項目（肉厚
測定、気密性能等）について、検査組織員による合否判定も認定
保安検査実施規程などの規程類に基づき行ってよい（P12）

▶ 県基準類の整理・統廃合を実施

- ✓ 神奈川県高圧ガス保安法許認可審査基準
 - ✓ 神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針
 - ✓ 神奈川県高圧ガス保安法事務処理要綱
- の3つの基準類に統合

審査基準等の詳細

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/a2p/kouatukonnbi/kenkijyuntou.html>

▶ コンビナート事業所用高圧ガス保安法関係 申請手続・検査受検の手引を一部改正 (平成30年4月1日より適用)

ダウンロード先 (平成30年4月1日より改正後の手引をダウンロード可能)

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5050/p14905.html>